

吹田市第3次総合計画

基本構想(素案)

吹 田 市

目 次

序章 総合計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	2
3 計画の期間	3
第1章 総合計画の策定の背景	4
1 吹田市の概要	4
2 吹田市の特性	6
3 吹田市を取り巻く動向と課題	8
第2章 吹田市の将来像	11
第3章 人口と都市空間	13
1 人口	13
2 都市空間	14
第4章 施策の大綱	15
1 すべての人がいきいき輝くまちづくり	15
2 市民自治が育む自立のまちづくり	17
3 健康で安心して暮らせるまちづくり	19
4 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり	21
5 環境を守り育てる魅力的で安全なまちづくり	23
6 活力あふれにぎわいのあるまちづくり	26
第5章 基本構想推進のために	28
1 協働によるまちづくり	28
2 地域の特性を生かしたまちづくり	28
3 行財政運営	28

序章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、昭和 54 年(1979 年)に吹田市総合計画基本構想を策定して以来、二次にわたる総合計画を策定し、「すこやかで心ふれあう文化のまち」を市の将来像として総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成 7 年(1995 年)を目標年次とした吹田市総合計画では、経済成長優先の時代から安定成長をめざす時代の転換期に、それまでの急激な都市化と人口の急増による様々な問題の打開に向けて、また、これに続く平成 17 年(2005 年)を目標年次とした吹田市新総合計画(以下「吹田市第 2 次総合計画」という。)では、人口の減少、高齢化の進行、商業業務機能の集積などまちづくりに影響を及ぼす大きな変化の下で、多くの課題の解決に向けて、都市基盤の整備、生活環境の保全、福祉施策の充実などの諸施策に取り組んできました。

それらの取組の中で、福祉施設や社会教育施設、体育施設、コミュニティ施設などの配置が進み、子どもや高齢者を支える福祉の充実などとともに、市民の生活の場からの環境保全への取組など地域での様々な自主的な活動が広がりを見せてきました。

しかしこの間に本市を取り巻く社会状況は大きく変化しました。都市基盤が整った千里ニュータウンでは急激な人口の減少と高齢化が進む一方、商業業務機能が集積している地域においては、卸売業での年間販売額の大きな落ち込みなど業務機能の停滞がみられ、地域の再生が課題となっています。また、市民意識調査においては、環境や防災に対する関心は高く、安全で安心できるまちづくりへの対応が求められており、地域ごとの特性を生かしながら、いきいきとした市民生活と地域を維持するための持続可能なまちづくりを進めることが強く求められるようになってきました。

以上の背景を踏まえ、吹田市第 2 次総合計画の目標年次を迎えるにあたり、市民、事業者、行政の協働の下で、これまでに積み重ねてきた成果を受け継ぎながら、新たな時代の諸課題に対応するために、吹田市第 3 次総合計画を策定するものです。

2 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

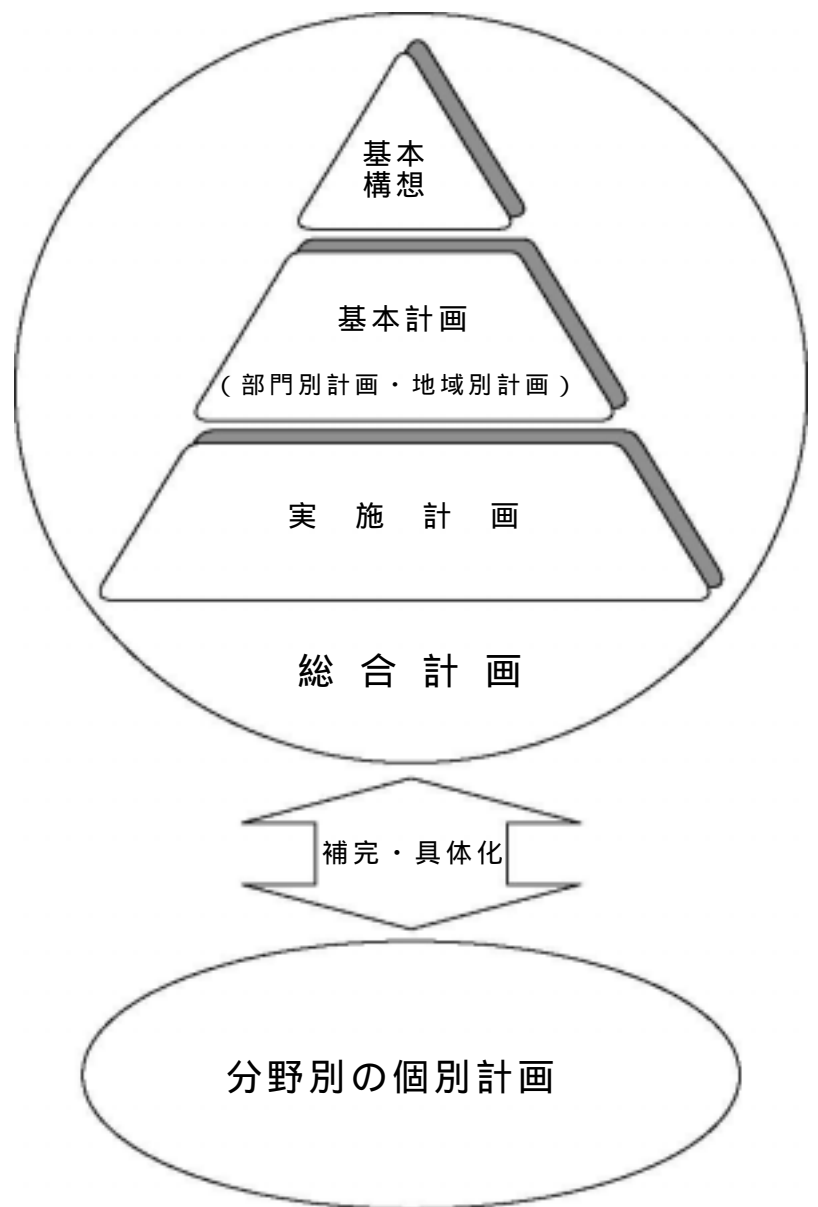
基本構想は、本市がめざすべき将来像とそれを実現するために必要な施策の大綱を定めるなど、まちづくりの基本方針を示すものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想において定めた施策の大綱に沿って、基本的施策を体系的に示す部門別計画と、地域ごとにまちづくりの方向性を示す地域別計画で構成します。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画において定めた基本的施策を効果的に実施するために、財政計画との連携を図りながら、具体的な施策・事業の内容を示すものです。



3 計画の期間

基本構想と基本計画の期間は、平成 18 年度(2006 年度)を初年度とし、平成 32 年度(2020 年度)を目標年次とする 15 年間とします。

ただし、基本計画については、社会状況の変化を見ながら中間年度の平成 25 年度(2013 年度)までに点検を行い、必要な見直しを行います。

第1章 総合計画の策定の背景

1 吹田市の概要

(1) 位置及び地勢

本市は、大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に接しており、東西 6.4km、南北 9.6km、面積 36.11km²を擁しています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20m から 117m のなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川や淀川をつくる標高 10m ほどの沖積低地から形成されています。

(2) 沿革

本市域では、水に恵まれた土地であったことを背景にかなり古くから生活が営まれ、様々な文化が育まれてきましたが、明治 9 年(1876 年)の大阪・京都間の官営鉄道の開通を機に発展が始まり、明治 22 年(1889 年)の大阪麦酒株式会社(現在のアサヒビール株式会社)の工場の開設、大正 12 年(1923 年)の国鉄吹田操車場の操業開始により「ビールと操車場のまち」と言われるようになりました。また、大正 10 年(1921 年)には十三・千里山間の北大阪電気鉄道(現在の阪急千里線)も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地として市街化が進展してきました。

昭和 15 年(1940 年)には吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、吹田市として市制が施行され、昭和 28 年(1953 年)には新田村の下新田地区と、昭和 30 年(1955 年)には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和 30 年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進むとともに、人口が急激に増加しました。昭和 45 年(1970 年)には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、本市の存在を広く知らしめましたが、この博覧会に関連した基盤整備と相まって、広域幹線道路や鉄道網が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、商業業務施設の集積が進みました。

現在は、市域全域の市街化がほぼ完了し、都市基盤が整った状況にあります。

2 吹田市の特性

(1) 交通の利便性

本市は、各方面へ延びる高速道路網の結節点を有するとともに、市域から10km圏内には新幹線駅や空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、市域の大半が駅からの徒歩圏にあり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。

このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業業務施設を立地する上で有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性にも優れており、本市の住宅地としての魅力を高めています。

(2) 充実した文化・学術・研究環境

本市では、日本万国博覧会の会場跡地に、緑に包まれた広域公園が整備されており、その中には日本庭園や自然文化園をはじめ、国立民族学博物館などの文化・学術施設が整備されています。さらに、4つの大学や国内でも有数のバイオサイエンス研究機関が立地しているとともに、市立の博物館や文化会館(メシアター)が整備されているなど、市域全体として充実した文化・学術・研究環境が形成されています。

(3) 暮らしを支える生活関連施設

国立循環器病センターなどの先端医療施設をはじめ市民病院などの医療施設が数多く立地して、市民生活の安心を支えています。また、市民ホールや市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターなどの福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設、そして体育館や市民プールなどの体育施設がきめ細かく地域に配置され、子育て支援や地域福祉の拠点として、また、市民の生涯学習や生涯スポーツの振興、コミュニティの育成に大きく寄与しています。

(4) 地域ごとに異なる特色

本市は、鉄道網の整備や千里ニュータウンの建設、土地区画整理事業に伴う住宅地開発などにより、住宅都市として発展してきました。一方、市域南部には、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能の集積がみられ、また、北部には万博公園などの文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。

また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者で賑わった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

このように、本市は、全市的に市街化が進む中で、地域ごとに異なる特色をあわせ持っています。

3 吹田市を取り巻く動向と課題

(1) 少子・高齢化の進行

わが国では、未婚化や晩婚化の進行、夫婦の出生児数の減少などにより少子化が急速に進んでいます。また一方で、平均寿命の上昇に伴い高齢者数は増加しており、平成 26 年(2014 年)には国民の 4 人に 1 人が高齢者となると見込まれています。

本市においても、全市的にみて確実に少子・高齢化が進んでいますが、これまでのところその進行は国や大阪府と比較して緩やかとなっています。しかし、人口のピークを占める団塊の世代が高齢期を迎える時期には、一気に高齢化が進行するものと思われます。

また、地域別には、千里山・佐井寺地域で、住宅開発による人口増加に伴い 15 歳未満人口が増加する一方で、千里ニュータウン地域では、すべての世代にわたって人口が減少する中で急速に少子・高齢化が進むなど、地域によって人口構成に大きな違いが生じています。

今後は、全市的に人口構成に配慮し急激な少子化に対応するとともに、高齢社会を真に豊かで実りあるものとするために、地域ごとの特性を考慮しながら、総合的な施策をきめ細かく進めていく必要があります。

(2) 地域経済の変化

わが国の産業は、経済の地球規模での拡大に伴い空洞化が進んでおり、地域経済が停滞する一因になっています。一方、少子・高齢化や核家族化の進行、人々の価値観の多様化などに伴い、きめ細かな生活ニーズに密着した産業が成長しつつあります。

本市においても、事業所の閉鎖や移転、近隣都市での大規模小売店舗の開設などが、市内の事業者や市民の生活に少なからず影響を及ぼしています。停滞する地域経済の活性化について新たな視点で取り組むとともに、時代の変化や多様な産業、生活様式に対応した、きめ細かいサービスを提供する地域産業の発展に努め、地域経済の振興を図る必要があります。

(3) 環境問題に対する意識の高まり

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境問題が深刻化しており、21世紀に人類が取り組むべき課題として注目を集めています。また、自動車公害、廃棄物の増大、身近な自然の減少など、都市化の進展に伴って生ずる環境問題に対する意識もますます高まっています。

本市においても、地球環境の保全を視野に置きながら、日常生活の中から市民とともに廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーなどに取り組むとともに、健康で快適な生活環境の保全や、市内に残る貴重な自然環境の保全と回復に取り組んでいく必要があります。

(4) 安全に対する意識の高まり

平成7年(1995年)1月の阪神・淡路大震災は、都市の脆弱性を浮かび上げ、生命の安全の確保やコミュニティの育成・活性化という視点を持ってまちづくりを進めることが必要不可欠であることを、改めて人々に認識させました。また近年では、身近な場所での犯罪が相次ぐなど、市民生活の安全性が脅かされる問題が次々と発生し、安全に対する意識が高まっています。

本市においても、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、災害に強い都市基盤の整備に努めるとともに、防災や防犯に自主的に取り組むコミュニティの育成・活性化を図る必要があります。

(5) 情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な進歩と情報通信機器の普及によって、世界中が双方向の情報通信ネットワークで結ばれるようになり、情報伝達の面での時間的・空間的な制約が克服されるとともに、個人が情報を自由に入手し、発信することが可能となりました。このような情報化の進展は、これからの社会生活において様々な影響を及ぼすこととなります。

本市においても、情報化の進展に対応し、行政事務の効率化を図ることをはじめ、情報通信ネットワークを活用した行政サービスの向上を図る必要があります。また、様々な媒体の活用により誰もが情報を得ることができるよう配慮するとともに、個人情報保護を適正に行う必要があります。

(6) 地方分権の進展

平成12年(2000年)4月の地方分権一括法の施行により本格的な地方分権時代を迎えました。地方分権は、地方財政の確立という課題を抱えながらも、市民に身近な行政はできる限り地方自治体が行うというもので、地方自治体が地域の個性を生かしたまちづくりに主体的に取り組むことが可能となりました。そこでは、地域住民が地域の課題を主体的に解決するという市民自治の確立が期待されており、まちづくりを市民とともに進めていくことがますます重要になっています。

本市においても、市民参画のより一層の推進に向けて、まちづくりへの参画の手法や仕組みを整えていくとともに、ボランティアやNPOなど市民の様々なコミュニティ活動の促進を図りながら、自立性の高いまちづくりを進める必要があります。

(7) 地球規模での交流の拡大

交通・情報通信ネットワークの急速な発達により、これまで以上に人・物・情報が地域や国を越えて活発に交流するようになっていきます。経済活動はもとより、市民生活に至るまで、世界がより身近なものとなり、地球全体が一つの圏域となりつつあります。そのような中であっては、地域の身近な問題を解決するためには、地球的な視野に立って取り組むことが求められています。

本市においても、異なる文化や価値観を互いに理解し、多様性を認め合う社会の実現をめざすとともに、世界の動向を踏まえ地球的な視野から食糧や資源・エネルギーをはじめ、環境や人権、平和などの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。

第2章 吹田市の将来像

本市は、21世紀に向けての新しい発展に備えるものとして、平成7年(1995年)度に吹田市第2次総合計画を策定しました。その後人口の高齢化が一層進むとともに、長期的な不況や地球環境の悪化など、市民生活に影響を及ぼす社会状況の変化が進み、将来への不安が広がっています。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした経済成長優先の社会のあり方は転換を迫られています。

本市でも、この間都市基盤整備と市街化が進み、既存施設の有効活用や公共住宅、民間マンションの建替えなどがまちづくりの新たな課題となってきました。また、市民生活を支える事業は、高齢化に伴う福祉関係事業をはじめ、多様な市民の価値観や生活様式の変化に応じた生涯学習や市民活動への支援など、生活の質的充実を図る事業へと変化しつつあります。経済の低成長の下で、高齢化が一層進行するこれからのまちづくりにおいては、安心して住み続けることのできるまちを次世代に引き継いでいくため、あらゆる分野で市民、事業者、行政の協働がより重要になると考えられます。

本市を取り巻く社会状況の変化の下で、市民は意識調査の中で、行政が今後力を入れることについて「犯罪への対応」「廃棄物処理も含めた環境保全」などを、まちの将来像として「すべての人が安心して暮らせるまち」「自然環境が保全されたまち」「災害や犯罪などの危険が少ない安全なまち」をあげています。このような市民の願いを実現させるためには、市民生活を支える福祉施策とともに安全で快適な都市環境づくり、さらには地域での豊かなコミュニティの形成が求められます。

以上のことから、「安心」「安全」「環境」を基調としながら、人と自然が共存・調和し快適に暮らせるまちをめざすものとし、今後15年間の将来像を次のとおり設定するものです。

人と自然、都市と環境が共存・調和するまち すいた

そして、この将来像の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ体系的に推進するため、その大綱を次の6つの柱で構成するものとします。

- 1 すべての人がいきいき輝くまちづくり
- 2 市民自治が育む自立のまちづくり
- 3 健康で安心して暮らせるまちづくり
- 4 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり
- 5 環境を守り育てる魅力的で安全なまちづくり
- 6 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第3章 人口と都市空間

1 人口

本市は、昭和30年代から大阪都市圏への人口流入に伴い人口が急激に増加し、昭和62年(1987年)には35万人近くに達しました。その後、地価高騰などにより人口は減少に転じましたが、平成7年(1995年)以降再び増加し、平成15年(2003年)には35万人に達しています。その要因としては、マンション建設が進み、転出者を上回る転入者を受け入れたこと、そして中でも30歳代の転入が進み、一定の出生数が維持されたことなどが考えられます。

地域別にみると、住宅供給が進んだ千里山・佐井寺地域や大阪都心に近く利便性の高い豊津・南吹田地域で人口増加が続いています。一方、千里ニュータウン地域やJR以南地域では、住み替えなどによる子育て世代の転出など人口減少とともに高齢化が進んでいます。

将来人口及びその年齢構成については、国や大阪府でも人口減少と少子・高齢化が一層進むと見込まれていることから、本市もその例外ではないと思われませんが、今後も魅力と活力あるまちを維持していくためには、市全体でのバランスのとれた年齢構成が重要と考えられます。そのため、人口減少と少子・高齢化が急速に進む地域では、まちの再生を積極的に図るとともに、人口増加が続く地域では、環境と調和した開発を誘導するなど、市民との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。さらに、本市において引き続き見込まれる子育て世代の住宅需要にも留意する必要があります。

人口は、経済状況や国・府の広域的計画による影響が大きく、将来人口を予測することは非常に困難ですが、子育て支援策の積極的な推進や良好な住宅の維持・誘導などの定住性の高い魅力ある環境整備の推進を前提として、目標年次である平成32年(2020年)の将来人口を35万人と設定します。

2 都市空間

(1) 地域ごとの特性を生かした都市空間の形成

本市は、地形的条件や市街地の形成過程の異なる地域から構成され、それぞれの地域が豊かな個性を持っています。

これらの地域ごとの特性を生かしながら、市民の様々なニーズに対応できる多様で魅力ある都市空間の形成に努めます。

(2) 拠点市街地・都市機能軸の形成

本市では、鉄道が縦横に走っており、その駅周辺の地区を中心に、様々な市民や事業者による活発な都市活動が行われています。また、本市は他都市に誇るべき高度な学術研究機関の集積や広域的な文化・レクリエーション機能が集積する地区を有しています。このような地域の拠点となるべき地区を、拠点市街地として位置づけ、それぞれの地区の特性に応じた機能の充実に努めます。

また、これらの拠点市街地間を結んで人・物・情報が流れることで、交流が促進され、都市活動はより活発化していきます。このような交流のための軸的な空間を都市機能軸として形成し、都市間や地域間の連携及び市域全体でのバランスのとれた多軸ネットワークの形成を図ります。

(3) 人と自然の共生空間の形成

本市の大部分は市街化されていますが、丘陵部では大規模な公園や緑地が豊かな緑として育っているほか、一部に竹林やため池も残っており、平野部では河川空間に貴重な自然環境が残っています。

このような自然環境は、人が自然とふれあう空間として重要な意味を持っています。生き物の生息空間を確保するために、これらのネットワーク化を図るなど、自然と共生した市街地空間の形成に努めます。

第4章 施策の大綱

1 すべての人がいきいき輝くまちづくり

憲法は、すべての人が基本的人権を有すること、すべての人が個人として尊重されること、また人種や信条、性別、社会的身分などによって差別されないことなどを定めています。「健康で文化的な生活を営む権利」「教育を受ける権利」などを保障し、「法の下での平等」を実現させるため諸施策の充実を図るとともに、人権感覚を育み、市民一人ひとりがお互いの存在を認め合い、それぞれの個性や価値観を大切に、個性豊かに生活できる社会の実現をめざします。

一方、国際連合憲章に基づいた国際的な取組にもかかわらず、世界各地で紛争が続いており、そこでは多くの人の命が失われています。戦争は最大の人権侵害であり、平和なくしては人権を尊重する社会の実現はありません。「非核平和都市宣言」の精神に基づき、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

(1) 非核、平和のまちづくり

世界平和を作り上げるために、平和の尊さを次世代の人たちに語り継ぎ、戦争の悲惨さを風化させないよう啓発事業に持続的に取り組む必要があります。

「非核平和都市宣言」に基づき、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、世界的な視野に立ち情報を発信するとともに、市民と連携し身近な地域からの積極的な取組を進めます。

(2) 人権を尊重するまちづくり

「人権の世紀」と言われながら、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐり未だに人権が侵害される事態が続いています。市民の基本的人権が保障され、多様な価値観を認め合うことができるように、吹田市人権尊重の社会をめざす条例に基づき人権を尊重する視点での教育や啓発活動をはじめ、様々な人権課題に応じた総合的な施策の推進を図ります。

(3) 男女共同参画のまちづくり

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけています。しかし女性に対する人権侵害、雇用の場における男女の差別的な取扱い、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行などが、今なお様々な分野で根強く残っています。男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画し、その能力や個性を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、吹田市男女共同参画推進条例に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

2 市民自治が育む自立のまちづくり

地方分権の進展に伴い、地方自治体は今まで以上に地域の特性を生かした主体的なまちづくりに取り組んでいく必要性が高まっています。そしてそのことは同時に、現在本市が抱えている様々な課題を解決し、吹田の「まち」を次世代に誇ることができるものとして発展させ、伝えていくことを必要としています。

そのためには、市民の意思を市政に反映させる仕組みや、市民自らが地域のまちづくりに積極的に参画できる仕組みを整えることが必要となっています。

地域では、一人暮らしの増加や近隣関係の希薄化が進み、コミュニティの形成に影響を与えていますが、福祉や人権、子育てや環境など日常生活に密接に関わる分野では、ボランティアやNPOなどによる新たな取組も幅広く進められています。

こうした中、市民自治の確立に向けて、市民の自主的な活動を積極的に支援し豊かなコミュニティの形成を促進するとともに、市政への市民参画を進め、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりをめざします。

(1) 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

市民の自主的な活動が様々な分野で行われていますが、それらの活動がコミュニティの形成に寄与するよう、情報提供に努めるとともに、地域に配置された施設が効果的に利用されるよう施設間のネットワーク化を促進します。

さらに、市民の自主性を尊重し、まちの主体者として市民自らが住む地域を住みやすくするための取組を積極的に支援するなどコミュニティの充実に視点を置いた日常生活圏でのきめ細かな施策の展開をめざします。

(2) 情報の共有化を進めるまちづくり

市民生活の向上やコミュニティの振興を図るとともに、まちづくりを市民とともに進めるために、市民への情報提供に積極的に取り組んでいきます。

また、市民の市政への積極的な参画を進めるため、必要な情報を必要なときに効果的に提供していくことが必要であり、個人情報保護を適正に行い、情報化の進展に対応した多様な媒体による情報公開を進めます。

(3) 市民参画によるまちづくり

市民が主体のまちづくりを実現させるためには、市民の市政への参画が不可欠です。多様な行政課題に有効に対応し、市民による行政施策の選択と合意形成を進めるために、政策の企画立案から評価に至るまでの各段階において市民参画を進めます。また、誰もが参画できる環境を整備するとともに、効果的な参画の仕組みを築き、多様な市民の意見やエネルギーを生かした市民が主体のまちづくりに取り組みます。

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

少子・高齢化の進行、家族構成の変化、近隣関係の希薄化や経済の低成長などの社会状況の変化は、これまでの市民の暮らしに大きな影響を与えています。基本的人権を保障し、すべての市民が健康で安心して暮らすことのできる条件を整えることが求められています。

誰もが住みなれた地域で可能な限り自立して暮らすことができるよう、乳幼児期から高齢期にわたる暮らしを支える福祉、保健、医療施策を総合的に推進するとともに、行政と市民、事業者の協働による福祉のまちづくりをめざします。

(1) すべての子どもが健やかに育つまちづくり

次代を担う子どもが健やかに育つことはすべての人の共通した願いです。しかし子どもを支える家庭や地域の環境は大きく変化し、子育ての不安感や負担感が増大する中で、社会全体で子育てを支援する基盤の整備が必要となっています。中でも、

仕事と子育ての両立支援施策の充実や男女が共に参画する子育ての促進などは、女性の自らの生き方の選択を可能とすることにもなり、その早急な対応が求められています。

子どもたちの権利を尊重し、子どもたちの育ちに最善の環境を整えるために、施策の総合的な推進を図るとともに、関係機関が連携し、子育て支援のネットワークづくりを進め、安心して子どもを生み育てることができるよう取り組んでいきます。

(2) 高齢者や障害者の暮らしを支えるまちづくり

高齢者や障害者が、社会の一員として可能な限り自立して心豊かな生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、福祉、保健、医療をはじめ就労支援、まちのバリアフリー化などの施策を総合的に展開します。また、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉の担い手となる人づくりを進め、そのネットワーク化を図ります。さらに、高齢者に対しては、その豊かな経験と能力を活用できるよう生きがいづくりを支援するとともに、障害者に対しては、一人ひとりの障害や発達に応じたきめ細かな施策の充実に努めます。

(3) 生活を支える社会保障の充実

雇用環境の悪化に伴い失業率が増加するなど、市民生活を取り巻く経済環境は悪化しており、最低限の生活を保障する公的な役割はますます重要となっています。こうした中、経済的な困窮者に対し、生活の保障と自立への支援に努めます。

さらに、市民の生活保障機能を持つ国民年金や国民健康保険等の社会保障制度については、国に充実を要請するとともに、市が支援に努め市民生活の安定をめざします。

(4) 健康な暮らしを支えるまちづくり

生涯にわたり健康な生活を送ることはすべての市民の願いです。「健康づくり都市宣言」に基づき、地域の関係機関や関係団体と連携を深め、疾病予防や疾病、障害の早期発見、健康管理、健康教育などの取組を進めます。

さらに、救急医療体制の整備に努めるとともに、市内の医療機関との連携を深め地域医療体制の整備に努めます。

4 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

都市化の進行は、地域における人と人とのつながりの希薄化や核家族化などを招き、地域や家庭で育児・教育する機能を低下させています。また、ゆとりや生きがい、健康の増進を求める市民意識の高まりや科学技術の高度化、国際化の進行などに伴い、文化や芸術、スポーツに親しむとともに、知識や技術を高める機会の充実が求められています。

子どもたちが地域の中で健やかにそして人間として豊かな感性と想像力を育みながら、自立した個人へと生涯を通じて成長していくことができるように、また、市民が生涯にわたって学習や文化、芸術、スポーツに親しみ、様々な人とふれあい交流する中で、個性を磨き充実した毎日を過ごせるように、豊かな文化が創造されるまちづくりをめざします。

(1) 個性を生かし豊かな心を育てるまちづくり

これからの時代を担う子どもたちが、自分を大切に、個性豊かにのびのびと育つことができるよう幼児期からの教育の充実に努めます。

また、自ら学び、考え、解決する力や、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を養い、主体的かつ創造的に生きていく力を身につけることができるよう、学校教育の充実を図ります。

さらに、子どもたちが未来に希望を持ち社会の一員として主体的に社会参加ができるよう、青少年育成事業の総合的な推進を図るとともに、学校、地域、家庭が連携して地域ぐるみで青少年育成に取り組むことができるよう、地域の自主的な活動を支援していきます。

(2) 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

市民一人ひとりが自らの能力や個性を磨き発揮するとともに、時代の変化に対応できるよう知識や技術を高めることが求められています。また、市民参画のまちづくりを進める上でも、身近な地域社会に対する関心に応えることができる学習機会の提供が必要となります。誰もが生涯にわたり自主的に学び、その成果を生かすことができるよう、学習活動の場や機会を充実するとともに、生涯学習の推進に向け

た体制の整備に努めます。

(3) スポーツに親しめるまちづくり

市民一人ひとりの生きがいや健康増進に対する意識が高まる中で、スポーツの振興が求められています。誰もが年齢や体力に応じて気軽にスポーツ活動に参加し、生涯にわたって健康でいきいきと暮らしていけるように、またスポーツを通じて多くの人々と交流することで豊かなコミュニティの形成が図られるように、既存施設の活用を含む幅広い施策の中で取組を進めます。

(4) 文化に親しめるまちづくり

人々の関心が精神的・文化的な価値が高いものへと変化している時代にあっては、日々の暮らしの中でゆとりややすらぎ、楽しみを感じることができるような豊かな文化を育むことが求められます。

市民の地域への愛着が育まれるよう、地域の習慣・伝統行事や歴史・文化遺産の保存・継承に取り組むとともに、これらに市民が接し学ぶ機会の充実に努めます。また、市民が身近に芸術・文化活動に親しめる機会の充実に努めるなど、市民文化の振興に向けた取組を市民と行政の協働の下で積極的に進めます。さらに、国際化が進展する中で、国際感覚を養うとともに、異なる文化や価値観を互いに理解し認め合う土壌を培うことができるよう、国際交流の推進に努めます。

5 環境を守り育てる魅力的で安全なまちづくり

環境問題に対する様々な取組を通じて、身近な生活の中の環境問題から地球規模の環境問題へと市民の意識は広がり、高まりを見せています。恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐためには、自然と共存・調和する快適な生活環境の確保をめざすための取組や、資源やエネルギーを大切にする循環型社会の形成に向けた取組を一層進めることが必要となっています。

そのためには、市民一人ひとりの生活様式を見直すとともに、企業活動のあり方を見直し転換を図る必要があります。市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担を明確にしながらか協働し、環境を守り育てる持続可能なまちづくりをめざします。

一方、本市は住宅都市として発展してきましたが、商業業務機能の集積も進み、複合機能を持つ都市として変化してきました。快適な市民生活を支えるためには、産業の活性化を促す都市基盤の整備やまちの再生を適切に行う必要があります。そのために、まちづくりへの市民参画を進め、安全性や利便性とともに環境への取組を視野に置いた魅力的なまちづくりをめざします。

未曾有の大被害をもたらした阪神・淡路大震災は、「地域の安全は地域で守る」という意識を抱くことの重要性を私たちに教えてくれました。近年相次ぐ身近な場所での犯罪への対応も含め、防災や防犯に関する取組の強化を図りながら、安全なまちづくりをめざします。

(1) 環境負荷の少ない住みよいまちづくり

工場・事業場での事業活動に伴う公害については改善が進みましたが、自動車交通に起因する大気汚染、騒音等は依然として改善が進んでいない状況にあります。一方、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質による環境への影響も懸念されています。自動車公害の防止に向けた施策の充実や、有害化学物質などによる環境汚染の未然防止に取り組むなど、身近な生活環境をめぐる問題に適切に対応しながら、市民の健康が守られる住みよいまちづくりをめざします。

(2) 自然と共生するまちづくり

自然は、生態系の維持をはじめ水や大気の循環や浄化など様々な機能を有す

るとともに、私たちの心を癒し、やすらぎを与えてくれます。市街化が進んだ本市においては、身近な自然が失われつつありますが、人間が多様な生物とともに生態系を構成する一員であることを認識し、みどりや水辺など市内に残る貴重な自然環境の保全と回復に努め、自然と共生するまちづくりをめざします。

(3) 循環を基調とするまちづくり

21世紀に人類が取り組むべき課題とされる地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題の解決を図るためには、身近な環境を守ることが地球環境の保全につながるという認識に立って、すべての人が積極的に取り組む必要があります。市民、事業者、行政などあらゆる主体が協働し、廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーなど地球環境の保全に貢献できる取組を進め、環境への負荷の低減に向けた循環を基調とするまちづくりをめざします。

(4) 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

快適な暮らしや活力ある産業を支える基盤づくりとして、道路、公園、上下水道などの都市施設の整備と充実は不可欠です。地域ごとの特性を踏まえながら、市民と行政の協働の下で、良好なまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

また、都市基盤の整備や維持管理においては、施設機能の向上に加えて、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点を持つとともに、環境面からも自然環境との調和を積極的に図りながら取り組んでいきます。

(5) 良好な住宅・住環境づくり

公的住宅については、家族構成の変化や高齢化、そして生活様式の多様化など新たな市民ニーズに対応した取組が求められており、既存施設の有効活用を含む総合的な対策により、良好な住宅の確保に努めます。

また、千里ニュータウンをはじめとする既存住宅の建替えや新たな開発による住宅建設においては、計画の規制や誘導などにより、残された貴重な緑の保全や周辺空間と調和した景観づくりなどに努め、良好な住環境づくりをめざします。

(6) 安全なまちづくり

災害に強い安全なまちづくりを進めていくため、都市基盤の整備における防災機能の強化・充実と密集市街地の環境改善などを図ることにより防災性を高めるとともに、防災や防犯について、関係機関との連携を強化しながら、地域コミュニティづくりの取組を進めます。

非常時における対策のためには、日常からの防災に対する市民意識を高めることが重要であり、総合的な災害体制の機能充実と近隣都市との協力体制を整えることで安全で安心して暮らせるよう様々な取組を進めます。

6 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

本市は、大阪都市圏の住宅都市として発展を続けてきましたが、大阪都心部への立地のよさなどから、卸売業やサービス業を中心とした商業業務機能の集積が進んできました。

また一方では、長引く不況や周辺都市での大型店の進出など地域経済をめぐる状況は厳しく、事業所の開業や廃業の比率も大きくなっています。

産業は、市民の就労や所得、さらには市税収入を生み出す経済基盤であるとともに、高齢化が進む今日、消費の利便性とも関わりまちづくりにも大きく影響を与えるものです。

新しい産業の創造や地域と調和した産業の振興を図ることにより、地域の活性化をめざし、安定した市民生活の実現に努めます。

(1) 地域の特性を生かした産業の振興

産業の振興にあたっては、市内の大学や学術研究機関の集積を生かし、企業と消費者の交流などにより新たなニーズに対応した産業の振興や起業支援を図ります。また、本市の立地条件のよさが販路拡大の魅力として生かされるよう、事業所間の交流や連携を深め、産業振興に結び付けていきます。

また、高齢化に伴い地域生活に密着した商店街づくりへのニーズも今後一層高まることが予測されることから、商店街が地域の生活拠点として位置付くよう事業者などの自主的な取組を支援していきます。

農業については、生産機能を評価するだけでなく、農地を農業体験の場や都市部に残された緑の貴重な空間として位置付け、多面的な機能を考慮した振興を図っていきます。

(2) 就労を支援する環境づくり

安定した生活を送るためには、働く意欲のあるすべての人が能力や個性に応じて働くことができる就労環境の整備を図ることが必要であり、関係機関との連携を強化し、情報の提供や相談機能の充実などによる就労支援を図るとともに、勤労

者の福祉向上をめざした取組を進めます。

(3) 消費生活を支える環境づくり

消費者を取り巻く環境は、大きく変化し、消費行動も多様化、個性化してきています。消費者の安全を守り、被害の防止と救済に努めるために、消費者の視点に立った情報提供を行うとともに、環境問題や情報化など広範な社会問題に対応した総合的な啓発を行うなど、消費者の権利を確立する幅広い取組を推進します。

第5章 基本構想推進のために

1 協働によるまちづくり

これからの本格的な地方分権社会においては、地域のことは自らが決定し、その責任も自らが負うという視点に立って、まちづくりを進めることが求められます。そのため、まちづくりのあらゆる場面において、市民や事業者の参画を促進するとともに、市民・事業者・行政が各々の役割を分かち合う、協働によるまちづくりを進めていきます。

2 地域の特性を生かしたまちづくり

市民の日常的な活動の多くは、身近な生活圏を中心に展開されており、市民のニーズにきめ細かく対応するとともに、市民の自主的なコミュニティ活動を促進するためにも、地域ごとに様々な分野の施策を総合的に進めることが必要となります。そのため、市民の参画の下で地域別計画を策定し、地域ごとの特性を生かしたまちづくりを進めていきます。

3 行財政運営

多様化・高度化する行政需要や財政状況の悪化など、行政を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

このような変化に的確に対応するため、柔軟で機能的な行政組織の確立と職員の資質の向上を図ります。また、地方分権にふさわしい地方財政の確立を国に求めるとともに、自主財源の確保に努めます。さらに、限られた財源を有効に活用するために、行政評価に基づく効率的・効果的な施策の実施と迅速な見直しを図ります。一方、広域的に取り組むことによって、行政の効率化と行政サービスの向上が図られるものについては、近隣市や国、府などの関係機関との連携を進めていきます。